

令和5年9月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和5年9月12日(火)  
開会 13時52分 閉会 14時48分
- 2 開催場所 プラザおおるり 3階 大会議室
- 3 出席委員 17名
- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 大塚 壹   | 2 久保田 哲  | 3 柴田 重雄  | 4 進士 晴弘  |
| 6 園田 睦子  | 7 田代 昌晴  | 9 仲山 和彦  | 10 増本 努  |
| 11 松本 禎夫 | 12 八木 純子 | 13 提坂 幸一 | 14 松下 宣良 |
| 15 森西 正昭 | 17 鈴木 芳信 | 16 鈴木 聡  | 18 森 孝雄  |
| 19 山下 忍  |          |          |          |
- 4 欠席委員 無し
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 日程、第2、報告
- |      |                    |
|------|--------------------|
| 第20号 | 農地法第3条の3第1項の届出について |
| 第21号 | 農地法第18条第6項の通知について  |
| 第22号 | 畑作転換の届出について        |
- 日程、第3、議案
- |      |                      |
|------|----------------------|
| 第32号 | 農地法第3条(所有権移転)について    |
| 第33号 | 農地法第3条(使用収益権の設定)について |
| 第34号 | 農地法第5条について           |
| 第35号 | 非農地証明について            |
| 第36号 | 農用地利用集積計画について        |
- 6 農業委員会事務局職員
- |          |        |
|----------|--------|
| 事務局長     | 山本 敏幸  |
| 係長       | 磯口 薫   |
| 主査       | 櫻井 暢子  |
| 主査       | 大塚 早矢佳 |
| 主事       | 石原 裕之  |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄  |

## 7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和5年島田市農業委員会9月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。欠席者はありません。

出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思います。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、14番の松下宣良委員、15番の森西正明委員をお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第20号から報告第22号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、ご意見ご質問は、後ほど一括してお願いします。

（報告第20号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第20号 農地法第3条の3第1項の届出について

下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、12件です。

2ページから7ページになります。

報告第20号につきまして、別紙のとおり12件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由は、すべて相続によるものです。また、あっせん等の希望があるものは3番、4番、5番、6番、12番の5件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第20号農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

（報告第21号 農地法第18条第6項の通知について）

次は8ページになります。

報告第21号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、2件です。

ページ変わります。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。解約後は利用収益で、離作補償はなし。基盤法の農協転貸による貸借の解約です。

南原基盤整備事業の対象農地で、解約後は農地中間管理機構に切り替わります。

報告第21号農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

(報告第22号 畑作転換の届出について)

次は10ページになります。

報告第22号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

1番、届出人は船木の〇〇〇〇さん、所在地は船木の田、現況田の農地1筆 面積は378㎡、普通畑としての利用です。

理由は、届出地は周囲を住宅地で囲まれており、田として耕作することが困難であるため、50cmの盛土を行い、畑として管理を行いたいとのことです。

盛土は、農地法第5条7番案件の転用予定地の茶畑からの計画です。

畑作転換のための盛土は、将来的な宅地への造成を懸念することから50cm程度を上限としており、盛土は50cmとのことで事務局としてはやむを得ないと考えます。

報告第22号 畑作転換の届出につきましては以上になります。

以上、報告第20号から第22号の説明となります。

○議長(山下 忍) 報告第20号から報告第22号までの説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員(森 孝雄) 農地法第18条の件です。離作保障ですが、基本的にはこれは無いものと伺っていますが、例えば、いろいろな事情により離作保障が無ければかわいそうな場合、離作保障のような何かを両者合意の上で行うことは可能ですか。

○事務局(大塚主査) 森委員がおっしゃるように、両者合意のうえで幾ら払うよということで成立するものです。離作保障が無いものがほとんどですが、両者で合意であれば成立するものです。

○委員(森 孝雄) 分かりました。

○議長(山下 忍) その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。  
ご意見も無いようですので、報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長(山下 忍) ここから、議案の審議となります。

議案第32号 農地法第3条（所有権移転）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第32号 農地法第3条（所有権移転）について）

○事務局（磯口係長） 12ページをご覧ください。

議案第32号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数、4件です。

ページ変わります。

1番、譲受人は、川根町葛籠の農業〇〇〇〇さん、耕作面積39,909㎡、耕作従事日数は本人が250日、妻60日、父250日、母250日です。

譲渡人は、大柳南の〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町葛籠の農地1筆、面積は516㎡、区分は売買で両者協議済みの金額です。

理由は、譲受人は、現在申請地を耕作しており、申請地を譲り受け、農業経営の向上を図りたく、譲渡人は、農業を行っておらず、申請地を管理することが難しいため、譲り渡したいと考え、協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、川根温泉より北西に約1.9kmに位置しています。

2番、譲受人は、切山の農業〇〇〇〇さん、耕作面積13,309㎡、耕作従事日数は本人が250日、妻100日です。

譲渡人は、切山の〇〇〇〇さんです。

申請地は切山の農地1筆、面積は425㎡、区分は売買で両者協議済みの金額です。

理由は、譲受人は、自宅の近隣にある申請地を譲り受け、規模拡大を図りたく、譲渡人は、譲受人の希望を受け、申請に及んだものです。

場所は、茶の都ミュージアムから南東に約2kmに位置しています。

3番、譲受人は、道悦二丁目の会社員〇〇〇〇さん、耕作面積109㎡、耕作従事日数は本人が180日、父60日、母60日です。

譲渡人は、旭三丁目の〇〇〇〇さんです。

申請地は旭三丁目の農地1筆、面積は109㎡、区分は売買となります。申請地に隣接する住宅購入に伴う一括売買で建物、建物に付随する宅地を併せて購入するものです。

理由は、譲受人は申請地に隣接する住宅の購入と合わせて敷地内にある申請地を譲り受けたく、譲渡人は住宅売買と合わせて申請地を譲り渡したく、協議を行ったところ双方の合意が得られたため申請に及びました。

場所は島田第五小学校より南西に約300mに位置しています。

なお、譲受人は非農家であり、新規就農となりますが、本申請にあたり、取得農地を継続的に耕作する旨の誓約書及び耕作管理計画書が提出されておりますので問題ないと考えます。

4番、受贈人は、川根町上河内の農業〇〇〇〇さん、耕作面積16,241㎡、耕作従事日数は本人が250日、妻180日です。

贈与人は、川根町家山の〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町上河内の農地6筆、面積は4,231㎡、区分は贈与です。

受贈人は、現在、申請地を耕作しており、申請地を譲り受け、農業経営の向上を図りたく、贈与人は、高齢で申請地を管理することが難しいため、話がまとまり、申請に及びました。

場所は1筆目については、上河内共同製茶組合より北東に約1Km、2筆目から6筆目は上河内共同

製茶組合から北東に約1.3kmに位置しています。

以上4件となります。4件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○議長（山下 忍） その他ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第32号の農地法第3条（所有権の移転）、4件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この4件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第33号 農地法第3条（使用収益権の設定）について、1件を上程いたします。併せて、関連がありますので議案第34号 農地法第5条について、8件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第33号 農地法第3条（使用収益権の設定）について）

（議案第34号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） 議案33号と34号について議案を申し上げます。

初めに、15ページをご覧ください。

議案第33号 農地法第3条（使用収益権の設定）について

下記のとおり使用収益権の設定の申請があったので、許可するものとする。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は1件で、5条の1番案件と関連がありますので、併せて説明いたします。

農地法第5条は、17ページになります。

議案第34号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、8件です。

ページ変わります。

1番案件、使用借人は岸町の自営業兼農業〇〇〇〇さん、使用貸人は岸町の無職〇〇〇〇さんです。親子間の使用貸借になります。

申請地は、岸町の田、現況畑1筆1,000㎡の内0.37㎡で、転用目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。

16 ページに戻ります。

この案件については、農地法第3条(使用収益権の設定)として、使用借人、使用貸人ともに同じで、申請地の1,000㎡について、許可日から3年間の期間、営農型太陽光発電施設の設置に係る区分地上権の申請があり、申請の理由につきましては、営農型太陽光発電施設設置者と施設下部での営農者が異なる場合は、農地法第3条による区分地上権の設定が必要なことにより、申請に及んだものです。なお、区分地上権の設定期間は、営農型太陽光発電施設設置の一時転用期間と同じ期間となります。

18 ページをご覧ください。

場所は、岸スポーツ広場から北東へ約350mに位置し、農地区分は農用地区域内農地(青地)です。

申請理由としては、令和2年9月に許可を得た営農型太陽光発電事業を継続したく、申請に及びました。

計画としては、1枚340wの太陽光パネル153枚の設置及び9.9kwのパワーコンディショナー4台の設置を継続します。架台の高さは営農に支障のない2.2~3m、パネル角度は南向き15度で遮光率は87.9%、基礎はスクリー式杭が1.6m打ち込まれています。転用面積0.37㎡の内訳は、支柱80本と引込柱1本です。

施設下部農地の作物は榊及びモモで、植えてから3年目の状態です。当初、生育状態が悪かった為、北側の半分ほど品種を植え替えています。

許可基準に基づく検討状況としては、作物の榊は3年目の為収量はまだない状況です。営農状況を経過観察し、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

2番案件、譲受人は東町の介護・障害福祉サービス業〇〇〇〇、譲渡人は岸町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は岸町の田、現況畑1筆68㎡、他地目併用全体面積796㎡で、転用目的は放課後児童健全育成事業施設、いわゆる民間の放課後児童クラブです。

場所は静岡県島田土木事務所から北へ130mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、市内で放課後児童クラブに適した「学校から近くてゆとりのある面積の土地建物」を探していたところ、申請地がその条件と一致し、一方、譲渡人は広すぎる建物の修繕費や各種税の為に手放したいと思っていたところ、双方話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、既存の木造平屋建て1棟141㎡および車庫兼物置48㎡はそのまま利用し、駐車場8台程度、申請地の農地部分は砂利敷にし、児童の遊び場とする予定です。進入は南側の県道から、排水は南側水路へ流します。施設整備後は、放課後児童クラブを行う同法人と関連のあるNPO法人に貸し出す予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に周辺に残る農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番案件、譲受人は幸町の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は、高島町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、高島町の田2筆444㎡で、転用目的は分譲宅地です。

場所は、島田第五小学校から南東へ140mに位置し、用途地域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は市内を中心として不動産業を営んでおり、申請地は周辺の状況から見ても住宅地に適しており、良好な環境な分譲宅地を提供できるものと考えていたところ、譲渡人とも話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地2区画を整備し、区画面積は各々222㎡です。進入は北側および東側の市道から、排水は北側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

4 番案件、譲受人は東町の公務員〇〇〇〇さん、譲渡人は東町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は東町の田 2 筆 165 m<sup>2</sup>で、転用目的は自己住宅です。

場所は六合小学校から北東へ 330m に位置し、用途地域内にある農地であるため、農地区分は第 3 種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、譲渡人の所有するアパートに居住しているが、子供の成長と共に手狭になりつつあるので自己住宅建築に最適な土地を探していたところ、譲渡人により申請地を紹介され、申請に及びました。

計画としては、鉄骨造 2 階建て、建築面積 44 m<sup>2</sup>の住宅 1 棟、駐車場 3 台を整備します。進入は南側の市道から、排水は南側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地は昭和 55 年に 5 条許可が下りていますが、その後計画が実行されないまま当時の申請人が死亡し、譲渡人が相続しているため、許可自体は無効となっています。申請地周辺に残る農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

ページ変わります。

5 番案件、と 6 番案件は関連がありますので、併せて説明します。

譲受人は道悦五丁目の宅地建物取引業〇〇〇〇、5 番案件の譲渡人は東町の農業〇〇〇〇さん、6 番案件の譲渡人は被成年後見人、大草の無職〇〇〇〇さん、成年後見人の司法書士法人〇〇〇〇同代表者社員〇〇〇〇さん及び東町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は 5 番案件では東町の田 1 筆 1.23 m<sup>2</sup>、6 番案件では同じく東町の田 2 筆、畑 1 筆の合計 3 筆 1,666 m<sup>2</sup>で、転用目的は水路敷及び住宅用地（特定建築条件付売買予定地）です。事業面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるため、土地利用事業承認案件になります。

場所は六合東小学校から北東へ約 700m に位置し、街区内の宅地化率が 40%以上であるため、農地区分は第 3 種農地になります。

申請理由としては、譲受人は静岡県中部一円において宅地建物取引業を営んでおり、住宅用地の需要の高いこの地域において、優良宅地並びに住宅を周辺住民に提供したく適正地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、区画面積 202~260 m<sup>2</sup>の住宅用地（特定建築条件付売買予定地）を 11 区画整備します。また、市へ寄付予定の新設道路 554 m<sup>2</sup>、新設水路 56 m<sup>2</sup>を整備します。

全ての用地販売完了予定は令和 8 年 3 月、建売住宅の販売完了予定は令和 9 年 12 月です。進入は南側の市道から、排水は新設道路の道路側溝から、栃山川へ通じる北側の用悪水路へ排水する計画です。

また、盛土量は 944.5 m<sup>3</sup>ですが、高さ 30 cm 以上の場所が 1,350 m<sup>2</sup>あるため、盛土等許可申請を県に申請済みです。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はなく、土地利用事業についても承認済みのため、許可するにやむを得ないと考えます。

7 番案件、譲受人は静岡市の宅建建物取引業・建設業〇〇〇〇、譲渡人は船木の〇〇〇〇さんです。

申請地は、船木の畑 1 筆 949 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅用地（特定建築条件付売買予定地）です。

場所は、初倉南小学校から北西へ約 850m に位置し、街区内の宅地化率が 40%以上であるため、農地区分は第 3 種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、静岡市にて宅建建物取引業を営んでおり、住宅需要が多い初倉地区に住宅用地を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、区画面積 169 から 328 m<sup>2</sup> 4 区画を整備します。

全ての用地販売完了予定は令和 11 年 1 月で、建売住宅の販売完了予定は、令和 11 年 6 月になりま

す。進入は東側の市道から、排水は東側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題ないため、許可するにやむをえないと考えます。

8番案件、譲受人は河原二丁目の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は、静岡市の会社員〇〇〇〇さん、静岡市の会社員〇〇〇〇さんの計2名です。

申請地は、細島の畑2筆877㎡で、転用目的は分譲宅地です。

場所は、六合小学校から南へ190mに位置し、用途地域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は不動産業を営んでおり、地元で買い付け仲介可能な不動産を探していたところ、顧客の見込める申請地について、譲渡人とも話がまとまったため、申請に及びました。一方、譲渡人は現在清水区に住み、遠方の農地の維持管理を行っていたが、年齢を重ね難しくなってきたため申請に及びました。

計画としては、区画面積225から271㎡の分譲宅地3区画、私道129㎡、水路13㎡を整備します。進入は南側の市道から、排水は北側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。説明は以上です。

以上7件となります。7件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないとするものです。説明は以上です。

○議長（山下 忍） ご意見ご質問はありませんか。

○委員（鈴木 聡） 1番案件、太陽光発電システムについて以前から確認をしているのですが、農業者として許認可を出すにあたり、遮光率から下の作物にどのくらい太陽エネルギーが必要かを考えています。今回の件は、87.9%との数字の中でその測り方も、架台1機におけるブロックで計算されている。案件により計算方法が全く違っている。許認可を出すにあたり数字の画一性が無いのはどう考えているのか全く分からないのですが、その辺はどう考えているのですか。

○事務局（櫻井主査） 今回の遮光率について、以前のものとは計算方式が違ったということですが、今回の申請は、当初申請時の計算方法に合せたためこのような計算となりました。今後は遮光率の出し方については統一していくようにします。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問はありませんか。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようございますので、採決いたします。この議案第33号の農地法第3条（使用収益権の設定）1件、及び議案第34号の農地法第5条、8件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第33号の1件、及び議案第34号の8件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第35号 非農地証明願について、2件を上程いたします。事務局の

説明を求めます。

(案第35号 非農地証明願について)

○事務局(磯口係長) 22ページをご覧ください。

議案第35号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、2件です。

ページ変わります。

1番、申請者は愛知県豊田市の〇〇〇〇さんと東町の〇〇〇〇さん。持分は各々2分の1です。

申請地は、道悦二丁目の農地1筆25㎡。用途は宅地です。

事由ですが、昭和46年に住宅を建築してから現在に至っており、また申請者は平成30年に父から相続しましたが、すでに建物が建っていたため、宅地と認識しておりました。

場所は、島田自動車学校より南に約100mに位置しています。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第三者からの証明があります。すでに建物が建っており、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

2番、申請者は本通七丁目の〇〇〇〇さん。

申請地は、本通六丁目の農地1筆49㎡。用途は宅地です。

事由ですが、亡父が昭和34年頃に、申請地南側を所有していた方に申請地を貸し、借り手が離れを建築し、現在に至っているものです。また申請者は物心つく頃より、貸し出されており、建物が建っていたため、宅地と認識しておりました。

場所は、島田商業高等学校より南西に約300mに位置しています。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第三者からの証明があります。すでに建物が建っており、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長(山下 忍) ご意見ご質問はありませんか。

○出席委員 (質疑なし)

○議長(山下 忍) ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第35号 非農地証明願、2件について、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員 (異議なし)

○議長(山下 忍) 全員の賛成をいただきました。よって、この2件につきましては、申請書の提出のとおり証明することに致します。

○議長(山下 忍) 次に、議案第36号 農用地利用集積計画について、52件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第36号 農用地利用集積計画について)

○事務局(磯口係長) それでは、24ページをご覧ください。

議案第36号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画(第6号)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和5年9月12日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

総数は52件で、その内訳ですが、所有権移転はありません。

利用権設定につきましては、使用貸借が25件で30,425㎡。賃貸借が24件で69,671㎡。使用貸借の転貸が3件で3,569㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

農用地利用集積計画(利用権設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも10月1日貸借開始となります。

25ページ、設定期間2年間です。

1件、2筆で面積は6,099㎡です。

権利の種類は賃借権で、再設定です。

26ページから28ページになります。

設定期間3年間の内訳です。

全部で19件、計43筆で面積は合計31,827㎡です。

権利の種類は使用借権が15件、賃借権が4件で、新規設定が2件、再設定が17件です。

29ページをご覧ください。

設定期間4年間です。

1件、4筆で面積は3,849㎡です。

権利の種類は賃借権で新規設定です。

30ページから33ページになります。

設定期間5年間の内訳です。

21件、42筆で面積は合計45,697㎡です。

権利の種類は使用借権が7件、賃借権が14件で、新規設定が9件、再設定が12件です。

34、35ページになります。

設定期間10年間の内訳です。

全部で7件、20筆で面積は合計12,624㎡です。

権利の種類は賃借権が4件、使用借権が3件で、新規設定が2件、再設定が5件です。

36ページになります。

続いて、農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸によるものです。

設定期間4年間です。

1件、2筆で面積は1,818㎡です。権利の種類は使用借権、新規設定です。

37ページになります。

設定期間10年間です。

1件、1筆で面積は1,751㎡です。

権利の種類は使用借権で、新規設定です。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第36号の農用地利用集積計画、52件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この52件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。